

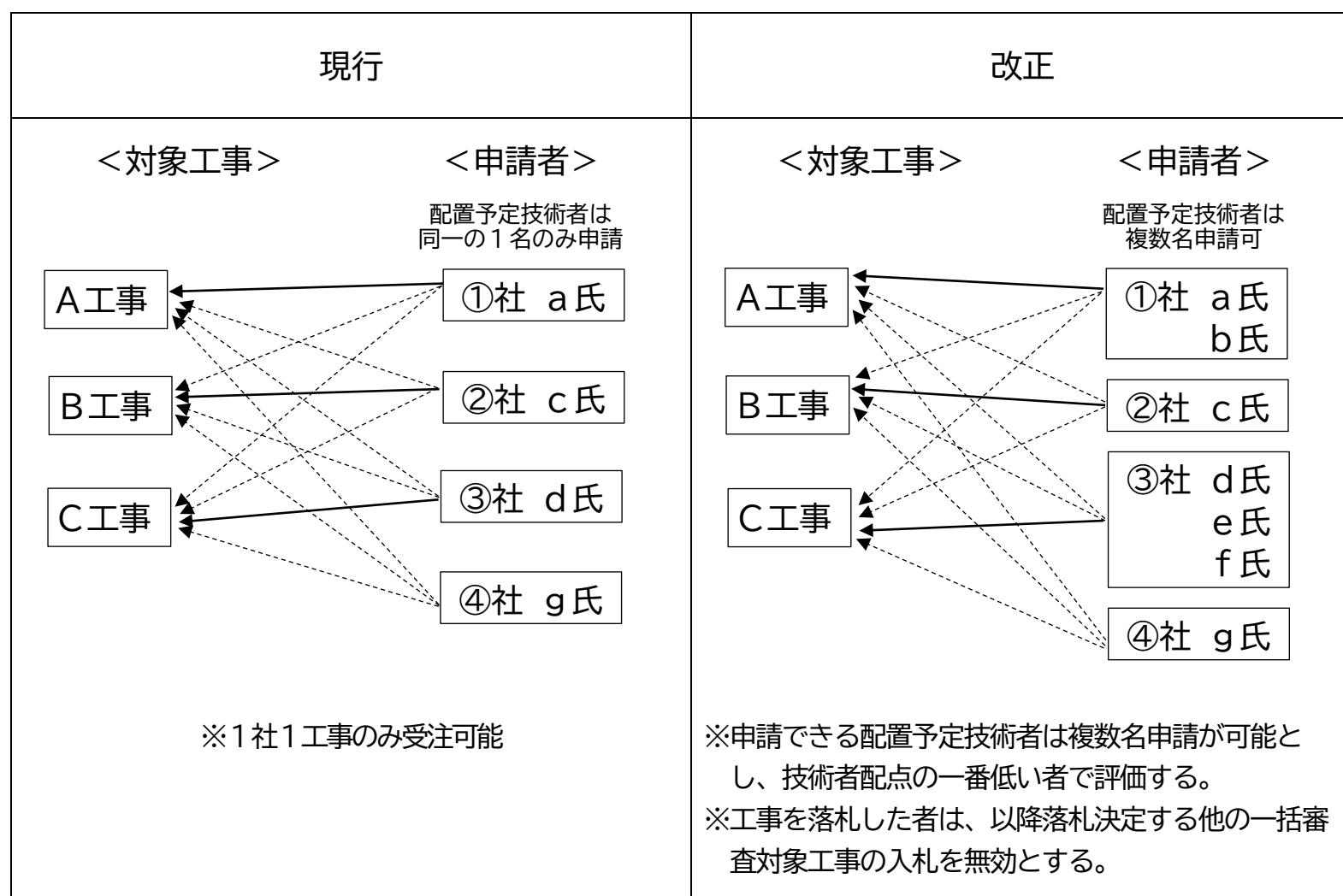
# 総合評価方式における一括審査方式の配置予定技術者にかかる改定について (お知らせ)

令和7年1月16日

## 1 改定内容

一括審査方式による配置予定技術者は複数工事に入札参加する場合でも1名のみの申請としていましたが、企業の技術者不足の状況を考慮し、柔軟な技術者配置、戦略的な受注環境の整備を図るため、複数名申請可能とします。

これにより、例えば技術者を2名申請した場合、その内1名の技術者が他工事受注等により辞退となった場合でも、残りの技術者で手続きを継続することができるようになります。



- 複数名申請したときの評価は、通常の手続きと同様に、技術者の能力の項目において、加算点の最も低い技術者にて行います。
- 一括審査の対象工事において、同一企業による複数の工事の落札は認めないことは変わりません。

## 2 適用時期

令和7年4月1日以降公告及び指名通知にかかるものから適用。

※詳しくは、三重県HP「建設業のための広場」に掲載のお知らせをご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500124.htm>

